

一般電気事業供給約款料金算定規則に基づく
事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出書

関客発 第 44 号

平成24年 11 月 26 日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項を定めたので届出ます。

(別表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第3項	送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準 送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第9条第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第9条の2第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第12条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
第12条の2第2項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第19条第3項	低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第21条第2項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第21条第4項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	業務用建物等賃借料	各部門業務用賃借建物床面積比	—
	寮・社宅賃借料	直課された各部門人員数比	—
	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	事業所管理委託費	各部門業務用自社建物床面積比	—
	業務機械化委託費	直課された各部門人員数比	—
	社債関係業務委託費	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比	—
	その他委託費	—	各部門業務用建物床面積比
社債発行費		業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比	—
電気事業報酬	特定固定資産	各部門業務用建物床面積比	—
	建設中の資産	各部門業務用建物床面積比	—
	運転資本（営業資本）	各部門営業資本比	—

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別紙)

第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料		業務用賃借建物床面積比	—
電気事業報酬	特定固定資産	業務用建物床面積比	—
	建設中の資産	業務用建物床面積比	—
	運転資本（営業資本）	—	直課された人員数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準
[第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
給料手当振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
雑給	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費及び火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は、送電・高圧配電関連固定費に整理する。 総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費及びネットワーク給電費は、送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の割合が一对一となるように整理する。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に整理する。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
養成費	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
諸費	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。
建設分担関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に整理する。
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。
他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。

送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
 [第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
雑給 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一對一となるように整理する。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費及び環境対策費を加えた上で、固定費と可変費の割合が一對一となるように整理する。総原子力発電費、総新エネルギー等発電費、低圧配電費及び非ネットワーク給電費は、送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が一對一となるように整理する。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
委託費 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
養成費 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
諸費 (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
地帯間購入電源費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
地帯間購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。

	配 分 基 準
他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
建設分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に整理する。
地帯間販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。
他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第9条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線・地中引込線・計器に係る費用及び屋内配線の点検委託に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値とすることとした。

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
 [第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第2号ハに掲げる送電・高圧配電非関連可変費の配分において、下表に掲げる送電・高圧配電非関連可変費については、第9条の2第2項の規定により、同条第4項第4号の割合を第9条第1項第5号に定める値によらず、それぞれ下表に設定した値により算定する。

対象となる送電・高圧配電非関連可変費	設定した値
水力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送電・高圧配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの水力発受電量
火力発電費のうちの 総非アンシラリーサービス費に整理された 送電・高圧配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの火力発受電量
総原子力発電費に整理された 送電・高圧配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの原子力発受電量
総新エネルギー等発電費に整理された 送電・高圧配電非関連可変費の合計額	発受電量のうちの新エネルギー等 発受電量

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送電・高圧配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第5号に定める割合に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な割合として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる割合を設定することとした。

(別紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の
送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
〔第12条第2項関係〕

配 分 基 準	
託送収益（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に整理する。
事業者間精算収益	送電・高圧配電関連可変費に整理する。

(別紙)

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の
送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
〔第12条の2第2項関係〕

配 分 基 準	
託送収益（電源線に係る収益に限る。）	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に整理する。

低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
[第19条第3項関係]

第19条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別については、以下のとおり設定する。

需要種別	契 約 種 別
低圧需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制については、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制とし、それ以外については、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制とする。

3. 料金率

各契約種別ごとの料金率については、低圧需要の原価等を基に、各契約種別ごとの負担が公平になるよう設定する。

この場合、それぞれの料金水準については、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、電気の使用形態（使用期間，使用頻度，一口当たりの使用電力量，負荷率等），計量方法等の原価構成要素の差異を反映する。

(1) 基本料金

基本料金率は、原則として、1月を単位とし、使用する負荷設備等を基に設定する。

なお、電力需要の基本料金率については、力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映する。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金率については、原則として、一口当たりの平均使用電力量等を勘案し、使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金率が異なる3段階料金制（てい増料金制）を設定する。

ア. 第1段階の使用電力量の料金率については、イの料金率より低廉なものとする。

イ. 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

ウ. 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

エ. 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時，第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季別に設定する。

(別紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
[第21条第2項関係]

石 油	0.2313
液化天然ガス	0.3006
石 炭	0.5039

(別紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価
 [第21条第4項関係]

区 分			単 位	単 価 (円. 銭厘)	
定 額	定額電灯 および 公衆街路灯A	電 灯	20Wまで	1 灯	1.403
			40Wまで	〃	2.806
			60Wまで	〃	4.208
			100Wまで	〃	7.014
			100W超過100Wまでごとに	〃	7.014
制	臨時電灯A	小 型 機 器	50VAまでの機器	1 機器	2.095
			100VAまでの機器	〃	4.191
			100VA超過100VA までごとに	〃	4.191
			50VAまで1日につき	1 契約	0.057
			100VAまで1日につき	〃	0.113
100VA超過500VAまで100VAごとに1日につき	〃	0.113			
500VA超過1kVAまで1日につき	〃	1.131			
1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	〃	1.131			
供	臨時電力		1日につき	1 kW	1.189
			1日につき	1 契約	0.297
給	農事用電力 (脱穀調整用) [附則]		0.5 kW	〃	0.594
			1 kW	〃	1.188
			2 kW	〃	1.782
			3 kW	〃	0.594
			3kW超過1kW増すごとに	〃	0.594
従 量 制 供 給	従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B	最 低 料 金	最初の15kWhまで	1 契約	2.709
			電力量料金	15kWh超過分	1 kWh
	上記以外	低 圧		1 kWh	0.181